

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり企画提案競技を実施する。

令和7年7月1日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 契約に付する事項

- (1) 業務名
大分県訪問介護事業所支援事業（経営改善支援事業）委託業務
- (2) 業務内容
別紙1「仕様書」のとおり
- (3) 業務の履行期間
令和7年8月1日から令和8年2月28日まで
- (4) 限度額
3,000,000円

2 企画提案公募参加資格

次に掲げる要件すべてを満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 委託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
- (3) これまでに同種業務の実績があり、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、又は同様の資格を有する者であること。
- (4) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。（電話・インターネット接続環境があることを前提とする。）
- (5) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ※本要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

- (8) 都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (9) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (10) 大分県入札参加停止措置要件に該当する者でないこと。

3 提出書類

(1) 資格審査関係書類

（A4サイズ。長辺綴じ（ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること））

- | | |
|--------------------|----|
| ① 参加申込書（様式1） | 1部 |
| ② 誓約書（様式2、3） | 1部 |
| ③ 納税証明書 | 1部 |
| ④ 定款 | 1部 |
| ⑤ 直近の決算書 | 1部 |
| ⑥ 過去の同種業務の実績を証する書類 | 1部 |
| ⑦ 会社概要（パンフ等） | 8部 |

(2) 企画提案関係書類 8部

（A4サイズ。長辺綴じ（ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること））

- ① 企画提案書（様式4）
- ② 受注業務実績表（様式5）
- ③ 見積書（任意様式）
人件費、旅費、需用費等の区別に記載し、内訳を詳細に記載すること。なお、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。
- ④ その他（任意様式。必要に応じて提出可）

4 提出書類の受付

3の提出書類については、次のとおり提出してください。

(1) 提出方法

下記提出先へ直接持込又は簡易書留郵便等により提出すること。

(2) 提出期限

令和7年7月18日（金）17時必着

(3) 提出先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号（県庁舎別館3階）

大分県福祉保健部高齢者福祉課（担当：山本）

(4) 留意事項

ア 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示する場合がある。

イ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書の提出は、参加者1名につき1案のみとし、複数の提案はできない。

5 企画提案書の審査及び結果の通知

(1) 審査の実施

大分県訪問介護事業所支援事業（経営改善支援事業）委託業務審査会（以下、「審査会」という。）を開催します。

日時 令和7年7月25日（金）午前中（予定）

※実施場所等の詳細は別途通知します。

(2) 審査の方法

ア (3)の審査の基準に基づき、審査会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。

なお、提案競技参加者が多数の場合、審査委員長は予備審査を行うことができます。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての企画提案者に通知します。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーションの時間は1者15分以内とし、超過した場合はその時点で打ち切ります。

その後、審査委員の質疑を行います。質疑は10分程度とします。

ウ 最優秀提案者を、委託候補者の相手方とします。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を候補者とします。

エ 委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しません。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とします。

(3) 審査の基準

審査にあたっては企画提案内容、業務遂行能力等に基づき、別紙3「審査基準及び審

査方法」のとおり総合的に評価します。

(4) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

6 契約の解除

契約締結後であっても、企画提案書等提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、または、業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除することを妨げないものとします。

7 その他企画提案等にかかる留意事項

(1) 要項の承諾

提案者は企画提案書の提出をもって、要領の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しません。また、この企画案にかかる審査以外には使用しません。

(3) 提出書類の追加、修正等

提出期限後の提出書類の差し替え、追加及び削除は理由の如何に関わらず一切認めません。

(4) 提案にかかる費用負担

提出書類の作成及び提出等に要する費用は提案者の負担とします。

(5) 提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

ア 提出書類の提出期限を過ぎた場合

イ 提案に参加する資格がない者が提案したとき

ウ 住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合

エ その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

(6) 参加の辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡してください。

8 留意事項

(1) 県は、受託者に対して、事業の実施状況を勘案し、実施内容の変更を指示することができること。

(2) 委託先に決定した団体と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結します。

(3) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとします。

- (4) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護条例、大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

9 本提案競技に関する問合せ

(1) 受付期間

公募開始から令和7年7月8日(火)午後5時まで

(2) 提出方法

質問票(様式6)を電子メール(アドレス:kourei-kaigoservice@pref.oita.jp)で提出してください。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後4時まで)

イ 質問への回答は高齢者福祉課ホームページ

(<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12300/houmonkaigoshienkoubo.html>)に掲示し、個別には回答しません。